

# 令和7年度人材確保のための魅力発信業務企画提案仕様書

## 1 業務名

令和7年度人材確保のための魅力発信業務

## 2 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日(火)まで

## 3 業務目的

札幌市では、少子高齢化等を原因とした市内企業における人手不足の状況が続いており、特に建設や運輸、福祉、医療、介護、保育、観光などの産業分野（以下「人手不足分野」という。）においては、人材確保に向けた対策が喫緊の課題となっている。

こうしたことを踏まえ、札幌市が、人手不足分野における企業や団体等に、行政に期待する取組についてヒアリングを実施したところ「業界のイメージアップ」の要望が最も多い結果となった。また、札幌市が行った求職者・転職者向けのアンケート結果では、求職活動に必要な情報が十分に届いている、やや届いていると回答した割合が25.0%に留まっており、求職・転職活動時にあると助かる支援として、仕事内容や職場の雰囲気や伝わる動画コンテンツの発信が最も求められていることが明らかとなった。

このため、将来、就業者となる児童生徒及び学生や、若年層を中心とした求職者（以下「求職者等」という。）に対して、大きく3つの視点による事業を展開する。

1点目は、主に人手不足分野で働く魅力の発信と仕事の一部を体感できるイベントを開催し、求職者等が日ごろ抱く人手不足分野へのイメージに対して、新たな魅力に気付くことや就職の際の選択肢の1つとなることを目的とするものとする。

2点目は、求職者等が各業界の情報等を確認できるほか、人材確保に苦慮する企業が、国や自治体等で実施している支援策について一元的に確認ができるよう、ポータルサイトを作成する。

3点目は、人手不足分野の中長期的な魅力発信を行うため、仕事内容や魅力を伝える動画を制作し、SNSや本事業で構築するポータルサイトにおいて発信を行う。

これらの取組を通じて、求職者等が漠然とした業界イメージではなく、自ら実際に体感することや業界の実態を理解することで、職業選択する際の一助とするとともに、市役所内の各部局が分野ごとに行っている就職説明会や各種セミナー等への参加など具体的な行動につなげ、市内企業の人手不足解消に資することを目的とする。

## 4 事業内容① 魅力を発見する仕事体験イベントの開催及び運営

### (1) 開催日

令和7年10月31日(金) 10:30~17:00まで

令和7年11月1日(土) 10:00~16:00まで

※ 準備期間は含めない。なお、開催時間を拡大することは可能とする。

(2) 開催場所

札幌パークホテル(札幌市中央区南10条西3丁目1番1号)

地下2階パークプラザ(1,800㎡)及び地上西側駐車場(504㎡)

会場については、委託者が開催日前日(21時以降)を含め3日間(令和7年10月30~11月1日)確保しているため、契約後に受託者が使用申込を行うとともに、会場使用料(約3,000千円・税抜き)については受託者が負担すること。

なお、委託者の負担において、別フロアの控室を2室確保しているため、使用を希望する場合は、委託者に申し出ること。

会場設営等の準備開始については令和7年10月30日(木)21:00より可能とし、撤収については清掃を含め令和7年11月1日(土)21:00までを原則とするが、詳細について札幌パークホテルと協議をしながら円滑に進めていくこと。

また、参加企業がPCやプロジェクター等、必要な電子機器が設置できるように電源を確保すること。なお、備品等、必要な経費の確認をする場合は、事前に札幌パークホテルへ確認することを可能とすることとし、事前確認を希望する際には、下記の担当課へ連絡すること。

(3) 業務目標

来場者1,500人以上(2日間合計)

(4) 参加対象者

求職者等

(5) 業務内容

以下のとおりイベントを実施することとし、事務局としてイベント運営を行うとともに、イベント開催において必要な調整や出展者との連携等を行うこと。

① 企業・団体による体験付き仕事PRブースの設置

人手不足分野を中心に、求職者等の仕事体験の機会や業界の仕事内容を発信する場を設けることで、業界の魅力を求職者等に伝えるとともに、仕事の体験を行うことで具体的なイメージを持ってもらえるようにすること。また、仕事に興味をもった求職者等が市役所内の各部局で実施している就職セミナー等の参加につながるような工夫も図ること。

なお、実施にあたっては以下の点に留意すること。

ア 実際の仕事の一部について臨場感をもった体験ができるよう、展示だけではなく体験や実演を通じて、求職者等が五感で感じるができるものとする。

イ 業界全体の魅力アップに資することを基本としつつ、必要に応じて、各企業の情報提供もできるよう小間割りし、ブースを設置すること。なお、求職者等が仕事体験をできるよう各業界や参加企業と調整をすること。

ウ 人手不足分野については、「建設、運輸、福祉、医療、介護、保育、宿泊、警備、清掃」を中心とした展開を検討しているが、委託者と受託者が協議の上決定する。なお、建設（重機等）や運輸（バス、トラック等）などに関しては、屋外スペースを活用した車両展示等を想定しており、魅力発見につながる職業体験やPR方法を提案すること。

## ② ステージイベントの開催

会場内にステージを設置し、来場者を惹き付け、仕事体験をしたいと思わせるイベントを実施すること。なお、主なプログラムについては、以下を想定しているが、委託者と十分に協議を重ね、調整すること。

ア オープニングセレモニー

イ 仕事をテーマにしたトークイベント

ウ 人手不足分野の業界からのPR

司会者等とのやり取りを通じて、各業界の特徴や魅力を発信できる場を設けるとともに、それを契機として各業界のブースに足を運ぶような誘導を図ること。

エ その他

上記ア～ウ以外のステージイベントについて、委託者が来賓等を招聘する場合があるため、指示に従うこと。また、集客を見込むことができる著名人を出演させることについても可能とし、選定に当たっては委託者と受託者が協議の上決定する。

## ③ 会場レイアウトの調整

イベント会場が明るく、にぎやかな印象となるように、以下について工夫を図ること。また、子ども連れや児童生徒、高齢者の来場も予想されることから、安全面にも十分配慮すること。

ア 表示方法等の工夫

来場者が目的のブースに速やかにたどりつけるよう、また、ブース内でどのような展示や体験が行われているか明確になるよう、サインやパネル等による表示方法等の工夫をすること。

イ 来場者の回遊性を向上させるレイアウトの工夫

会場内のスムーズな動線と安全を確保するとともに、来場者が特定の分野のみに偏らないよう、場内を回遊することができるような仕組みや配置を工夫すること。

## ④ 出展者の募集等

ア 出展者の募集及び選定

参加企業は、人手不足分野を中心に原則、業界としての出展となるよう働きかけを行うこととし、必要に応じて個別企業の開拓を行うものとする。参加企業が特定の分野に偏ることがなく、様々な分野が体験できるよう努めること。

なお、札幌市及び国等の機関も出展を予定しているため、委託者の指示に従うこと（5ブース程度を予定）。

イ 出展者向け説明会等の開催

出展者に対し、事前説明を行い事業趣旨について十分理解させるとともに、出展に際して後々トラブル等が生じないように必要事項について同意を得ておくこと。

ウ 各種問い合わせ対応

出展者及び出展希望者からの問い合わせに対応すること。

エ 参加料

来場者及び参加企業ともに参加料は無料とする。

⑤ 来場者アンケートの実施及び集計

来場者及び参加企業・団体のアンケートの実施に係る備品を受託者の負担により手配し、アンケートの配布、回収及び集計を行う。来場者アンケートの実施場所は出口付近を予定している。配布及び回収作業を同時に行う場合等を考慮し、来場者の通行に滞りなく対応ができるよう配慮すること。調査項目については、委託者と協議の上で決定する。

アンケートの手法については、回答協力が見込まれる場合は、紙以外の手法での実施も可能とするが個人情報情報は極力収集しないよう留意すること。なお、児童生徒など学校として団体に参加する場合のアンケートは、来場日の後日に回収するなど、具体的な方法については、別途委託者と協議の上で決定する。

また、集計したアンケートはグラフ等含めた形でExcel データで委託者へ提出すること。

【アンケート調査項目(例)】

- ・ 日別、時間帯別来場者数
- ・ 来場者の居住区、年代、性別構成
- ・ イベント参加の満足度、感想
- ・ 仕事体験を踏まえた、人手不足職種に対する考え方
- ・ 来場者の希望職種・業界(年代、性別ごと)
- ・ 当日の説明会来場人数(企業・団体ブースごと)

⑥ 広報及び市立中学校への対応

多くの求職者等に来場してもらうため、以下の内容で効果的な広報を実施すること。

ア 来場者向けガイドブックの作成・印刷

イ 開催周知用チラシ・ポスターの作成・印刷

ウ イベント特設サイトの作成及び管理業務

エ 若者等に向けたSNS等を活用した広報

なお、以下の市有施設については、印刷物の配架が可能であり委託者からの送付が可能である。これに加えて、効果的な配架場所も検討し、周知を行うこと。

なお、札幌市が市内市立中学校に対して、別途周知を実施している。イベントの詳細が確定し、学校からイベント詳細等の説明の要請があった場合は受託者がこれに応じること。

併せて、参加した、または学校閉鎖等、希望したが参加ができなかった市内市立中学校から要請があった場合は、キャリア教育の一環として、受託者によるフォロー講習（出前講習）を実施すること（実施校は最大 20 校程度を想定）。

#### 【市有施設】

施設	配架先
区役所	10 か所
区民センター	10 か所
まちづくりセンター	86 か所
就業サポートセンター	1 か所
ここシェルジュ SAPPORO	1 か所
あいワーク	9 か所
札幌エルプラザ	1 か所
図書館	11 か所
若者活動センター	4 か所

#### ⑦ 当日の運営

晴天や雨天などの天候を始めあらゆる可能性を検討した事前シミュレーションの徹底と運営マニュアルの整備、スタッフ教育を実施した上で、次の業務を行うこと。

ア 開催規模に応じて運営スタッフや会場設営、配布物等を適切に準備すること。なお、会場設営に当たっては、会場内外の案内サインや床上の養生の徹底など、来場者の利便性や安全性に特に配慮すること。なお、案内・誘導スタッフには、専用ビブスの着用等によりスタッフであることが容易に判別できるよう工夫すること。

イ 準備物品については、受託者の責任と負担において確保すること。

ウ ステージイベントに加え、ブースでの展示についても映像をモニターで放映する等来場者が会場内のブースに興味を持ってもらえるよう誘導を工夫すること。

エ 準備日及び開催日に清掃業務を行うこと。なお、会場の清掃サービスを利用する場合も、利用に係る一切の経費は契約金額に含むこととする。

オ 準備日及び開催日に警備・交通整理業務を行うこと。

#### ⑧ 実施結果の報告

##### ア 報告書の作成

開催内容、来場者数、写真、アンケート結果等をまとめた報告書を作成すること（A4判、カラー出力、2部）。

なお、記載内容等の詳細は委託者との協議によるものとする。

##### イ 記録用写真の撮影

本イベントの開催の様子及び来場客によるにぎわいがわかるような記録写真を撮影すること。写真は会場全景、各ステージイベントのほか、全出展者寄り 2 枚以上、引き 2 枚

以上（可能な限り、異なる時間帯の様子を複数枚）撮影すること。また、写真はどの出展者かの判断が容易につくよう、出展者の名称がわかるもの（ブースのサインなど）を撮影してからそのブースを撮影するなど、工夫すること。

#### ウ 電子データの提出

本業務の作成物の電子データを提出すること。ファイル形式等については、委託者の指示に従うこと。

#### ⑨ 札幌市役所内の関連部署との連携

人手不足分野について、札幌市役所内に関連部署がある場合は、委託者から関連部署を紹介することがあるため、その場合は、関連部署と連携を図ること。特に上記①、②、④、⑦については、十分に連携を図ったうえでイベント実施及び出展者の募集等を実施すること。

## 5 事業内容② 仕事に関するポータルサイト作成及び運営

### (1) 各種業務内容

下記①～⑤に基づき、ウェブサイトの全体設計、ページデザイン・レイアウト作成、イラスト・図表の作成（又は掲載写真の調達）、コーディング作業を行い、ウェブサイトを構築すること。なお、業務内容については、別紙1「ホームページ構成図」を併せて参照すること。

#### ① お知らせ（イベント等の紹介）

新着トピック及び過去履歴ページを作成し、初めて閲覧する求職者等が、新着トピックについては閲覧者の目を引くようページ上部へバナーとして掲載し、過去履歴についてはページ下部に記載すること。

#### ② イベント等の検索

求職者等は就職イベントを、事業者は市のほか公的機関の支援施策を早期に確認ができるよう検索機能を設けること。

#### ③ 対象者別メニュー

以下の3個のメニューを設けること。

- ・ 働きたい方へ
- ・ 働いている方へ
- ・ 企業の方へ

#### ④ 分野別メニュー

以下の10個のメニューを設けること。

- ・ 若者の就職支援
- ・ UIJ ターン就職支援
- ・ 女性の活躍推進
- ・ 高齢者の就業促進

- ・ 障がい者の就業促進
- ・ 外国人の就業促進
- ・ 正規雇用化支援
- ・ 労働相談・講座・統計
- ・ 企業の人材確保・育成
- ・ 求職者向け職業訓練
- ・ 在職者向け職業訓練

⑤ 職種別メニュー

人手不足分野で10個以上のメニューを設けること。なおメニュー（例：建設業、運輸業）については提案を可能とし、契約締結後に委託者と協議の上で決定する。

⑥ ポータルサイトの広報

立ち上げたポータルサイトについて、より多くの市民に認知され利用されるよう、多様な手法により周知・広報を図ること。

広報の効果については、アクセス数など随時把握が可能なもので測定するものとし、委託者に報告すること。

(2) 共通業務内容

① 各ページの作成

初めて閲覧する求職者等や事業者が、内容について気軽に閲覧ができ、仕事の魅力等が伝わるような、各登録ページへ遷移するボタンを作成すること。

② デザイン・レイアウト

幅広い年齢層の求職者等からの閲覧されることを想定し、人手不足分野のイメージアップにつながるデザインにするとともに、利用者が目的の情報を見つけやすいレイアウトにすること。また、文字拡大機能を設けること。

③ コンテンツ

各コンテンツの原稿及び画像データは、委託者または委託者が指定する運用事業者が提供する。色合い変更機能及び文字拡大機能を設けることとし、構築にあたっては、その都度、委託者と協議の上、進めること。

ア トップページ利用者が目的の情報を見つけやすいよう、各コンテンツへのナビゲーションボタン等の配置を工夫すること。

イ サイト構成図については、別紙1「ホームページ構成図」のとおり。

ウ CMSについては、オープンソース型CMS（WordPressなど）を想定しており、詳細については委託者と協議の上で進めること。

エ 本ウェブサイトのリンクバナーを作成すること。サイズについては、委託者と協議の上で決定する。

オ 札幌市で実施しているイベントや各種支援メニュー等については、委託者からの情報提供により、受託者が掲載を行うこととし、国等の機関が行っているそれらの情報については、受託者が情報収集し掲載すること。また、内容については、委託者と協議の上で決定する。

#### ④ 留意事項

ア デザインや配色に当たっては、札幌市が策定した「広報に関する色のガイドライン」(<https://www.city.sapporo.jp/koho/color/>)を参照し、誰にとっても見やすく分かりやすい画面構成になるように設計すること。

イ PCのほか、スマートフォンやタブレットに対応可能なレスポンシブデザインとすること。なお、スマートフォン・タブレット用のデザインで表示させる基準サイズは、委託者と協議の上決定すること。

ウ 全てのページがウェブアクセシビリティ（以下、「アクセシビリティ」という。）に関する JIS 規格 JIS X 8341-3:2016 の適合レベル AA に準拠すること。

※ 以下のサイトを参考に対応すること。

総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン」

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/b\\_free/guideline.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/guideline.html)

ウェブアクセシビリティ基盤委員会

<https://waic.jp/>

#### ⑤ ドメインの取得について

ドメインは受託者が取得すること。公開時のドメインは、札幌市の「しごと&はたらく」ページであることが広く伝わるものとする。

#### ⑥ サーバについて

サーバは受託者が用意することとし、以下の要件を満たすものとする。

ア サーバ容量を十分に確保するとともに、利用状況に応じて拡張可能なものとする。

イ サーバの設置国は日本国内とすること。

ウ 全てのページにおいて、HTTPS による暗号化通信を使用し、常時 SSL 化すること。

エ レンタルサーバを使用する場合、別紙2「インターネットデータセンター（iDC）に求める要件」を満たすレンタルサーバを選定すること。

オ クラウドサーバを使用する場合、「ISMAP クラウドサービスリスト」または「ISMAP LIU」に登録されているクラウドサーバ上に Web サイトを構築すること。

#### ⑦ 動作検証

ア リンクチェック、アクセシビリティチェック（画像の代替テキストのチェックを含む。）、HTML エラーチェック、ブラウザチェックを行い、リンク、アクセシビリティ、代替テキストのチェックについては、検証結果一式の資料を提出すること。



※ チェックするブラウザは、MicrosoftEdge、Firefox、Safari、Chrome、AndroidOS、iOS（iPhone、iPad）とし、その時点における最新版とする。

イ 正常に動作しない、又は表示されない場合については、その原因究明及び対処を行うこと。

(3) 情報セキュリティ要件

別紙3「情報セキュリティ要件」を参照すること。

(4) ポータルサイトの運営・保守

受託者は、サーバ・システムの維持・管理を行うとともに、障害発生時や災害発生時などの緊急時は24時間対応できるように連絡体制を整備する。

運営保守に関連する事項について、委託者と緊密に連絡を取るとともに、委託者から依頼や問い合わせがあった場合、回答又は適切な助言を行うこと。

① 脆弱性対応

受託者は、技術的脆弱性対策を行うこと。パッチの適用、設定の修正等によりOS・サービス・システムを再起動する場合、やむを得ず計画的にシステムを停止する場合等、利用者に影響が出る場合は、事前に委託者の承認を得るとともに、利用者に周知する文案を示すこと。

② コンテンツの更新

(2)③オのコンテンツについて、週1回程度、札幌市より必要な情報を提供するため、ページの更新を行うこと。提供形式等については、委託者と協議の上決定する。また、関係機関が行っている情報について、受託者が情報収集し、更新のタイミングに合わせて掲載すること。

③ 軽微な改善への対応

受託者は、サイトの軽微な修正（軽微な機能追加、デザインの変更、文言の修正、新しいリンクの追加など）は委託者と協議すること。

(5) その他留意事項

① サイトの構造

別紙1「ホームページ構成図」に基づいたサイト構成を想定しているが、受託者において分析を行った上で、改善点等の助言を行い、委託者と共同でサイト構成の立案を行うこと。

② 環境や設定の引継ぎ

サーバやドメイン名等、本業務で用意した環境や設定について、令和8年度以降は別途調達する運用保守業務の受託者に確実に引き継ぐこと。

③ その他

制作にあたっては、その都度、委託者と協議の上進めること。

## (6) 成果品等の納入

本業務の契約後、契約日から 60 日以内に本仕様書に基づいた作業計画書を提出し、委託者の了解を得ること。なお、上記 4 の「魅力を発見する仕事体験イベント」は本サイトで紹介するため、令和 7 年 10 月初旬までにサイト構築を 8 割以上完了させるとともに、サイトが閲覧できるようにしておくこと。

また、業務終了後は速やかに完了届を提出することとし、以下の成果品一式を DVD-R 等に保存し、令和 8 年 3 月 31 日（火）までに電子データで納品すること。

- ① ホームページ構造設計書
- ② HTML ファイル等データ
- ③ 画像データ
- ④ イラストデータ（Illustrator 形式）
- ⑤ ウェブアクセシビリティ適合に係る検証結果資料
- ⑥ ホームページ更新マニュアル（電子データのほか、紙ベース 3 部）

※ 成果物に使用された写真、イラスト、その他の資料等については、本ホームページに関連する目的（求職者の就業促進）で、委託者が行う広報活動に必要な範囲内で、二次使用（印刷物の制作等）できるものとする。

## 6 事業内容③ 仕事魅力発信動画の制作・SNS 出稿

### (1) 業務内容

受託者は、人手不足分野の仕事の正しい認知や魅力向上に資するための動画を制作することとし、制作に当たっては、インターネット及び各種 SNS 等による公開ができ、ブラウザ上で視聴可能なコンテンツとする。

#### ① 動画の制作

##### ア 制作内容

(ア) SNS 等で若年層に訴求ができるよう 15 秒程度のショート版を 10 本以上作成すること。

(イ) (ア)で関心を持った者が、更に詳細を知ることができるよう 5 分程度の通常版も合わせて 10 本以上作成すること。

##### イ 分野の選定について

人手不足分野ごとにショート版・通常版を作成するが、分野の選定については委託者と協議の上決定する。なお、業界としての PR が難しい場合は、特定企業の取材により業界の PR を行うことも可とする。

##### ウ 編集

(ア) 音声には、全て日本語で字幕を入れること。

(イ) 字幕の表現は、記者ハンドブックに則したものとすること。

- (ウ) 字幕の背景色とのコントラスト比は、4.5:1 を確保すること。
- (エ) BGMや効果音を適宜入れること。
- (オ) 各動画の校正回数は2回とする。

エ その他

動画の制作に必要な人員、撮影場所、機材、許可申請等は、原則として全て受託者が確保し、実施すること。

② SNS広告の出稿

ア 出稿内容

①にて制作したショート版の動画を使用し、受託者が準備するSNSアカウント (YouTube チャンネルのみ札幌市公式を使用) にて広告出稿を行うこと。また、広告出稿を通じて、受託者が本業務で作成する上記5の仕事に関するポータルサイトへ誘導の上、通常版の動画や市役所の各部局で制作しているHP等の閲覧につなげることとする。

イ 対象者

本事業で対象とする求職者等を踏まえ、17歳～28歳を想定する (性別は問わない)。

ウ 想定するSNS

- (ア) YouTube
- (イ) TikTok
- (ウ) Facebook
- (エ) Instagram
- (オ) X
- (カ) LINE

エ 報告及び分析

- (ア) 広告出稿後、ショート動画の表示回数、再生数及び通常動画へつながったクリック数 (以下、クリック数という)、通常動画の再生数について、2週間に1回委託者へ報告すること。
- (イ) 業務終了時に、動画別且つSNS配信先別のショート動画の広告別リーチ数、表示回数、再生数及びクリック数、通常動画の週次再生数及びトラフィックソースのデータと共に、出稿結果の分析を行うこと。

(2) 成果品等の納入

上記4の「魅力を発見する仕事体験イベント」で本動画の紹介をするため、令和7年10月初旬までに人手不足分野の仕事の10本以上の動画のうち、5本以上を完了させるとともに、イベント会場でスクリーン等に動画が発信できるようにしておくこと。

また、業務終了後は速やかに完了届を提出することとし、以下の成果品一式をDVD-R等に保存し、令和8年3月31日 (火) までに電子データで納品すること。

- ① 制作した全動画が格納されたDVD (MP4形式)

- ② 上記(1)②エ(イ)の報告及び分析も含めた業務報告書及び当該電子データ一式（PDF形式）

## 7 広報印刷物の取扱い

- (1) 受託者は、本事業の来場者募集のため、印刷物等の作成及び配布を行うが、印刷物等の作成に当たっては、「札幌市が主催する事業」であることを明記すること。  
また、本事業の対象者である、求職者等に対して、効果的に周知するよう努めること。
- (2) 印刷物等の内容・デザインについては、事前に委託者と協議を行い、了承を得ること。
- (3) 広報物に「ライラックマーク」及び「サッポロスマイルのロゴマーク」を入れること。
- (4) 成果物の著作権(印刷物・原稿・データ)は委託者に帰属する。
- (5) 上記4(5)⑥に記載の市有施設への郵送配布は委託者が実施するとともに、郵送費は委託者が負担する。

## 8 成果物の著作権

- (1) 受託者は委託者に対し、当該業務の実施に係る成果物（以下、「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、成果物に関する著作者人格権を、委託者若しくは委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- (3) 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと並びに第三者の著作権、著作者人格権、その他特許権及び商標権を含むいかなる知的財産権を侵害する者でないことを保証する。
- (4) 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

## 9 その他

- (1) 本業務の履行に際しては、法令、条例等を遵守し適正な取り扱いを確保すること。
- (2) 本業務の履行に関し、委託者との連携を密にして委託者に確認のうえ進めること。
- (3) 本業務の履行に関し、この仕様書に定めのない事項、疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により処理すること。
- (4) 本業務で取り扱う個人情報の収集については必要最小限にとどめ、個人の権利等を侵害することのないよう、法令、条例等を遵守し適正な取り扱いを確保すること。
- (5) 感染症等の影響に伴い、まん延防止や安全確保の観点から、本事業を中止または延期する可能性があることに留意すること。なお、その場合の費用負担については、札幌市と受託者の双方協議のうえ決定する。
- (6) 不慮の事故発生に対する準備を怠らないとともに、次に挙げる保険を含むイベント保険に加入すること。

- ア 会場施設そのものの構造上の欠陥や管理の不備（会場側に重大な過失がある場合を除く。）、イベント運営上のミス等により、観客など第三者の身体を害し、又は財物に損害を与えたことにより受託者が負担する法律上の賠償損害に対する保険
- イ 観客がイベント会場内でケガをした場合発生する損害に対する保険
- ウ 火災、盗難、破損、運送中の事故等によって、イベント用機材、展示品等について生じた損害に対する保険

## 10 事業費

39,000 千円を限度とする（消費税及び地方消費税を含む。）。

## 11 問い合わせ先

札幌市経済観光局経営支援・雇用労働担当部雇用労働課 阿部、川瀬 TEL：011-211-2278

1階層	2階層	3階層	4階層（※1）	説明				
トップ								
お知らせ（新着・トピック）		イベント等の紹介		バナーとして15事業程度が紹介可能 トップページ下部に文字として記載				
お知らせ（過去・履歴）		イベント等の紹介						
サイト内検索（イベント・メニュー・職種など）								
対象者別メニュー								
働きたい方へ	働きたい方へ	しごとを探す・相談する	就業サポートセンター 北海道労働局（ハローワーク） ジョブカフェ北海道	既存HPへリンク 既存HPへリンク 既存HPへリンク				
		若者の就職支援	合同企業説明会 就学金返還支援 ローカルマッチプロジェクト 中小企業の魅力発信	既存HPへリンク 既存HPへリンク 既存HPへリンク 掲載社数などは委託者と受託者と協議のうえで決定				
		UIターン就職支援	札幌UIターン就職センター	既存HPへリンク				
		女性の活躍推進	ここシエルジュSAPPORO マザーズハローワーク	既存HPへリンク 既存HPへリンク				
		高齢者の就業促進	シニア人材バンク（就業サポートセンター） シニアワーキング札幌 シルバー人材センター	既存HPへリンク 既存HPへリンク 既存HPへリンク				
		障がい者の就業促進	北海道労働局（ハローワーク）	既存HPへリンク				
		外国人の就業促進	外国人の就業促進に係る事業等	既存HPへリンク				
		正規雇用化支援	ワークトライアル事業	既存HPへリンク				
		求職者向け職業訓練	ポリテクセンター	既存HPへリンク				
		働いている方へ	働いている方へ	正規雇用化支援	ワークトライアル事業	既存HPへリンク		
				労働相談・講座・統計	労働相談 調査・統計 セミナー・労働教育	既存HPへリンク 既存HPへリンク 既存HPへリンク		
				働く環境の改善	家庭と仕事の両立・ハラスメント防止 働いている方の福利厚生	既存HPへリンク 既存HPへリンク		
				在職者向け職業訓練	キャリアアップ講習 人手不足業界講習① 人手不足業界講習② 人手不足業界講習③ 人手不足業界講習④ 人手不足業界講習⑤～⑩ ※2	既存HPへリンク 既存HPへリンク 既存HPへリンク 既存HPへリンク 既存HPへリンク 既存HPへリンク		
				企業の方へ	企業の方へ	助成金等	雇用労働課支援一覧（求人掲載補助等） 札幌市業界①支援 札幌市業界②支援 札幌市業界③支援 札幌市業界④支援 札幌市業界⑤～⑩支援 ※2	既存HPへリンク 既存HPへリンク 既存HPへリンク 既存HPへリンク 既存HPへリンク 既存HPへリンク
						働き方改革	はたサポ窓口 テレワーク助成金 ライフワークバランスの推進	既存HPへリンク 既存HPへリンク 既存HPへリンク
						企業の人材確保・育成	札幌市業界①支援 札幌市業界②支援 札幌市業界③支援 札幌市業界④支援 札幌市業界⑤～⑩支援 ※2	既存HPへリンク 既存HPへリンク 既存HPへリンク 既存HPへリンク 既存HPへリンク
						分業別メニュー	若者の就職支援 UIターン就職支援 女性の活躍推進 高齢者の就業促進 障がい者の就業促進 正規雇用化支援 労働相談・講座・統計 企業の人材確保・育成 求職者向け職業訓練 在職者向け職業訓練	3階層は上記の対象者メニューと同様であり、4階層も共通する。 3階層は上記の対象者メニューと同様であり、4階層も共通する。 3階層は上記の対象者メニューと同様であり、4階層も共通する。 3階層は上記の対象者メニューと同様であり、4階層も共通する。 3階層は上記の対象者メニューと同様であり、4階層も共通する。 3階層は上記の対象者メニューと同様であり、4階層も共通する。 3階層は上記の対象者メニューと同様であり、4階層も共通する。 3階層は上記の対象者メニューと同様であり、4階層も共通する。 3階層は上記の対象者メニューと同様であり、4階層も共通する。 3階層は上記の対象者メニューと同様であり、4階層も共通する。
						職種別メニュー	人手不足分野①	業務及び魅力説明
				人手不足分野②	業務及び魅力説明	魅力発信動画（15秒程度）・魅力発信動画（5分程度） 所管局リンク等	本業務における制作動画及び所管局リンク等	
		人手不足分野③	業務及び魅力説明	魅力発信動画（15秒程度）・魅力発信動画（5分程度） 所管局リンク等	本業務における制作動画及び所管局リンク等			
人手不足分野④	業務及び魅力説明	魅力発信動画（15秒程度）・魅力発信動画（5分程度） 所管局リンク等	本業務における制作動画及び所管局リンク等					
人手不足分野⑤	業務及び魅力説明	魅力発信動画（15秒程度）・魅力発信動画（5分程度） 所管局リンク等	本業務における制作動画及び所管局リンク等					
人手不足分野⑥	業務及び魅力説明	魅力発信動画（15秒程度）・魅力発信動画（5分程度） 所管局リンク等	本業務における制作動画及び所管局リンク等					
人手不足分野⑦	業務及び魅力説明	魅力発信動画（15秒程度）・魅力発信動画（5分程度） 所管局リンク等	本業務における制作動画及び所管局リンク等					
人手不足分野⑧	業務及び魅力説明	魅力発信動画（15秒程度）・魅力発信動画（5分程度） 所管局リンク等	本業務における制作動画及び所管局リンク等					
人手不足分野⑨	業務及び魅力説明	魅力発信動画（15秒程度）・魅力発信動画（5分程度） 所管局リンク等	本業務における制作動画及び所管局リンク等					
人手不足分野⑩～ ※2	業務及び魅力説明	魅力発信動画（15秒程度）・魅力発信動画（5分程度） 所管局リンク等	本業務における制作動画及び所管局リンク等					

※1 4階層について、既存HP等へのリンクについては委託者の指示により増やすことができるものとする。

※2 業界は10個以上として委託者の提案で設けることを可能としている。

## インターネットデータセンター（iDC）に求める要件

### 【建物】

- ・電源、設備、機器全体の動作状態を常時監視可能な仕組みを有していること。

### 【サーバ等機器及びサーバーラックの耐震対策】

- ・サーバやその周辺機器及びサーバーラックの耐震対策工事がなされていること。

### 【電気設備】

- ・本システムの運用及び本システムが利用する iDC 全体のサービスに支障がないよう、非常用電源設備が用意されていること。
- ・非常用電源設備、非常用バックアップ発電機、CVCF 及び無停電電源装置の組合せは問われないが、瞬電及び 24 時間以内の停電に対応できること。

### 【サーバ室内管理】

- ・警備員又は監視カメラによりサーバ室内を監視する仕組みを講じること。

### 【空調設備】

- ・多重化された空調機器で温度・湿度の調整が可能であり、適切な設定で管理されていること（管理の目安は温度 18℃～27℃、湿度 40%～60%とする）。

### 【防火・防水対策】

- ・火災感知の仕組みを講じること。
- ・漏水対策を講じること。

### 【通信ケーブル】

- ・マルチキャリア対応可能なケーブルを使用できること。
- ・構内経路は十分なスペースが確保されていること。
- ・HUB は、サーバ室内ではラックに収納のうえ施錠し、執務室内では施錠可能なキャビネットに入れるか、床下等、容易に手を触れることができない場所へ設置すること。
- ・通信ケーブル及び LAN ケーブルは専用の配線ルートを確保すること。

### 【通信回線】

- ・通信は暗号化すること。

### 【システム運用】

- ・24 時間 365 日運用可能な体制で管理を行っていること。
- ・重大な障害発生時に、運用担当者からの連絡を受けて、システム緊急停止・ネットワーク切断等の作業等を実施すること。
- ・端末、及びサーバにウイルス対策ソフトを導入し、定期的なウイルスチェックを行うこと。
- ・最新のウイルスパターンファイル及びエンジンの取得及びアップデートを行うこと。
- ・機器の目視点検等、手順化された簡易な定期作業を行うこと。
- ・アクセス状況や利用者状況、操作内容の記録及び記録媒体は、適切に保管すること。また、委託者の求めに応じ、アクセス件数等の報告を行うこと。

## 【バックアップ】

- ・システムファイル、プログラムファイルのバックアップ（2世代以上）を日次フルバックアップにて行うこと。
- ・データファイルのバックアップ（2世代以上）を週次フルバックアップ、日次差分バックアップにて行うこと。
- ・アクセス状況等記録ファイルのバックアップ（2世代以上）を週次フルバックアップ、日次差分バックアップにて行うこと。
- ・各システム固有ファイルのバックアップ（2世代以上）を月次フルバックアップにて行うこと。
- ・バックアップについては、すみやかにリストアが可能となっており、システムが復旧できる状況になっていること。

## 【データの消去】

- ・本システムの情報資産を消去する場合は、確実な方法により実施し、データを消去した証明を発行すること。



## 情報セキュリティ要件

### 1 セキュリティ機能の整備

- (1) 当該ページを管理する事業受託者が更新作業等を行うためにログインする際には、同様の認証機能を設けること。
- (2) 通信経路はSSL等で暗号化すること。
- (3) サーバ内でデータ保存をする際は、暗号化するよう開発すること。
- (4) 外部のネットワークと接続する際のルーティング制御、パケットフィルタリング制御を行い、ファイアウォール及びIDS・IPS機能を備えること。受託者自らサーバを調達する場合には、上記機能を満たすために必要なネットワーク機器等も別途調達すること。

### 2 情報セキュリティインシデントが発生した場合の対処

情報セキュリティインシデントが発生した場合は、速やかに委託元へ報告すること。なお、不正アクセス、サービス不能攻撃、不正プログラムの感染等、短時間で被害が拡大する情報セキュリティインシデントについては緊急時対策を受託者が行うこと。

### 3 製品のサポート期間への対応

システムで使用するソフトウェアについては、システム公開の時期を考慮し、メーカーによるサポート対象の製品、バージョンを用いること。

### 4 情報セキュリティ監査の実施

委託者の要請等に基づき、サービス提供者のセキュリティ対策、運用体制に関し、監査を行うことができる。

### 5 情報セキュリティ対策の履行が不十分であると思われる場合の対処

受託者の責に起因する情報セキュリティインシデントが発生するなどの万一の事故があった場合に直ちに報告する義務や、損害に対する賠償等の責任を負うこと。

### 6 情報セキュリティ対策の履行状況の報告

定例的な報告会は設けないが、開発状況、進捗等については適宜情報を共有すること。また、緊急を要する報告に関しては、必要に応じて臨時の報告会を実施すること。